

令和8年第1回教育委員会定例会日程

日 時 令和8年1月27日(火) 午後1時
場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第1号 北栄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
議会提案に係る意見を求めることについて

議案第2号 北栄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の議会
提案に係る意見を求めることについて

議案第3号 人権擁護委員の候補者推薦に係る意見を求めることについて

議案第4号 北栄町指定文化財(里見忠義寄進棟札、北条八幡宮梵鐘)の所有者変更
について

5 協議事項

- ・令和8年度教育委員会予算編成方針及び重点項目について・・・資料1
- ・児童生徒表彰の内申について・・・資料2
- ・令和7年度卒業証書授与式及び令和8年度入学式の出席について・・・資料3

6 報 告

報告事項なし

7 その他

- ・次回教育委員会(案) 第2回定例会 2月24日(火) 13時30分から
- ・次々回以降(案) 第1回臨時会 3月10日(火) 11時30分から
第3回定例会 3月23日(月) 13時30分から

8 閉 会

1月 行政報告

=教育長=

◎業務内容

- 1月24日 ほくほく食堂 国スポ協議
- 1月27日 仕事納め式
- 1月1日 北栄町元旦マラソン&ウォーキング
- 1月3日 北栄町成人式～二十歳の集い～
- 1月5日 大栄くろぼく会館竣工記念式典
- 1月6日 北栄教育連絡会
- 1月7日 すいか長いもマラソン実行委員会2
- 1月9日 県教育行政施策に関する意見交換会 県町村教育長会臨時総会
- 1月13日 行政報告会 新年度予算町長査定（教育総務課関係）
- 1月14日 人権標語表彰（大栄中）
- 1月15日 交通安全啓発（北条） 第2回人事ヒアリング
部活動改革に係る意見交換会
- 1月16日 人権推進協力員会議
- 1月17日 鳥取県保育推進研究大会
- 1月18日 町卓球大会（町長代理） 齋尾家住宅記念講演
- 1月19日 栄養士採用面接
- 1月20日 臨時議会 全員協議会
- 1月21日 スポーツ表彰選考委員会 北条小校内授業研
中央育英高地域探究校内発表会 ほくほクラブ（北条中）参観
- 1月22日 少人数学級の在り方ワーキンググループ
- 1月23日 B&G全国サミット
- 1月26日 高校生議会 ほくほクラブ（北条小）参観
- 1月27日 定例教育委員会 自治会長会

【今後の日程から】

ほくほクラブ閉講式（1/28 大栄中 2/1 小学校 2/4 北条中）

1月31日 ふるさとキャリア教育フェスティバル

2月12日 県教育センター未来を創る教育フォーラム

2月21日 スポーツ表彰 児童生徒表彰式

第10回 教育連絡会 教育長連絡

令和8年1月4日

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

次年度構想を練る時期になりました。

北栄町教育大綱の基本理念

「学びを通して 夢を実現する人づくり」

〔着眼点〕『まち総がかりの教育体制づくりをめざして』

観点Ⅰ 地域とともにある教育（ひろがり）

観点Ⅱ 幼小中一体的な教育環境づくり（つながり）

観点Ⅲ 授業改善（たかまり）

【町教育委員会としての取り組みの重点】

○だれ一人取り残さない教育の基盤づくり（全）

・引き継ぎを大切に

重ねてのお願いです。この移行期を大切にしましょう。必死につながりましょう。

○コミュニティ・スクールとしての発展支援（Ⅰ・Ⅱ）

・CS連絡会に参加して

会長さん、コーディネーターさんが本当に真摯に考えてくださっています。

顔の見える関係を基盤にしたCSの発展を願います。

業務改善プランの策定とその公表等に関して、学校運営協議会の協議事項として取り上げることも伝えています。

○授業および教育内容の連携づくり（Ⅱ・Ⅲ）

・真の連携を目指して 一統・幼少中の連携の充実について

絵本の読み聞かせで育つ「場面を思い浮かべ、前後を確かめ、問いに沿って聞く力」は、子どもが人の話や文章と丁寧に向き合うための、大切な土台です。

園で大切にされてきたこうした経験は、学校に入ってから新しく身につけさせるものではなく、すでに子どもたちの中に育っている力として受け止め、広げていくことが求められます。

学校生活の中で、自分の考えを急ぐ前に、書いてあることや起きていることを確かめ、理由や根拠を言葉にしていく経験を重ねることが、その力を学びの中で生かしていくことにつながります。

情報が多く、判断を急ぎがちな時代だからこそ、園で育まれた「丁寧に向き合う姿勢」を起点に、学校での学びを無理なく、着実につないでいきましょう。

園と学校が、同じ子どもの育ちを見つめ、その先をともに支えるという共通理解のもと、日々の実践を積み重ねていきましょう。

○ほくえいの人づくりとしての生涯教育の推進（Ⅰ・Ⅱ）

・本町の教育大綱の特徴をまとめてみました。

来年度構想の参考にしてください。（略）

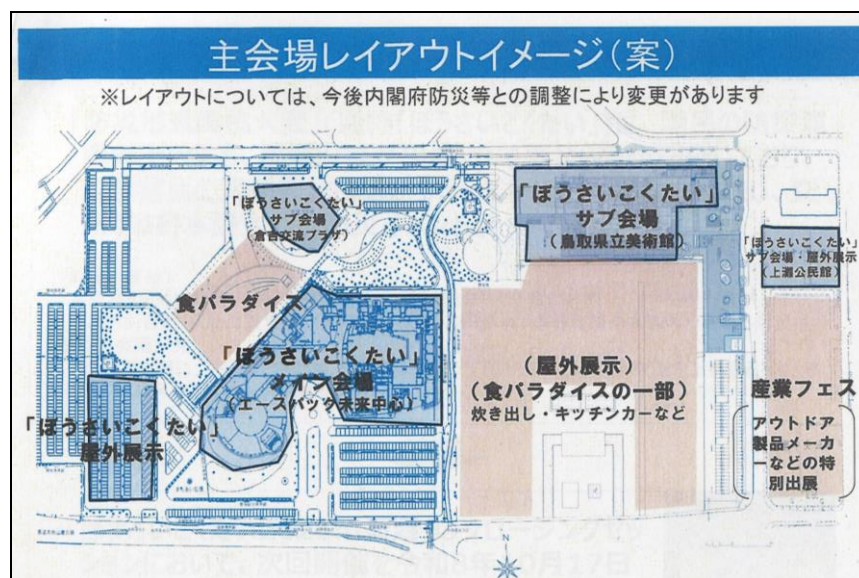
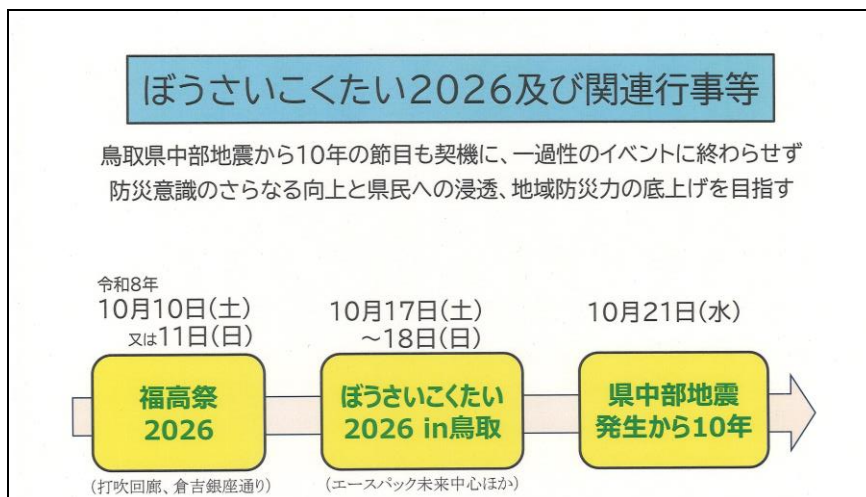
○その他

・学校課題に対する組織的な対応を

県教組から研修主事化、小学校の生徒指導主事化に関して要望があり協議の場を持ちました。見解のずれはありましたが、北栄町としては誰かに負担を集中するのではなく、より組織的に対応するための方策の一つだと考えています。このことは任命の在り方にかかわらず大切にすべきところです。

・「ぼうさいこくたい」

来年度「ぼうさいこくたい2026」が倉吉を会場に開催されます。これに合わせた取り組みを学校でも検討してください。来年度は中部地震10年となります。防災は次代を担う子どもたちにとっても、コミュニティづくりの基盤としても重要な分野です。この機会を防災をとらえ直して子どもたちとともに学ぶ好機ととらえたいと考えます。また学校とは別に社会教育にも働きかけています。



- ・個人情報の取り扱いについて
再度徹底をお願いします。

＝教育総務課＝

1 大栄くろぼく会館の竣工式の開催について

1月5日、大栄くろぼく会館の竣工式を行いました。式では、大栄こども学級の児童代表より設計者、工事施工者へ感謝状が贈られました。

また、1月4日に施設の見学会を行い、大栄こども学級を利用する児童や保護者、地域の方など100人の来場がありました。

2 12月の不登校、問題行動等の状況

(1) 不登校（30日以上）（人）

学校	前月末	当月増	当月末（内今年度新規）							前年 同月
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
北条小	6 (1)	0 (0)				3 (0)	3 (1)		6 (1)	13 (8)
大栄小	3 (0)	0 (0)			1 (0)		2 (0)		3 (0)	5 (2)
北条中	10 (5)	0 (0)	4 (4)	1 (0)	5 (1)				10 (5)	9 (2)
大栄中	11 (0)	0 (0)	1 (1)	6 (0)	4 (0)				11 (0)	11 (6)

・（ ）内は、今年度から不登校（30日以上）となった者

(2) 問題行動・いじめ

学校	問題行動	いじめ認知件数
北条小	4年生、生徒間暴力1 2年生、窃盗1	2年2、4年2、計4件、嫌なことや恥ずかしい ことを強要。
大栄小		
北条中	3年生、対教師暴力2、生徒 間暴力1 2年生、対教師暴力4 1年生、授業エスケープ2、 物隠し2	
大栄中		1年1、計1件、物隠し。

3 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の12月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

=生涯学習課=

1 ほくほく食堂について

12月24日、ほくほくプラザでほくほく食堂を開催しました。体験学習として餅つきをし、人権学習では鳥取地球人クラブの中尾和則さんを講師に招き、「世界81カ国をかけめぐって」と題したお話をお聞きしました。また、賛同者から食材寄附やボランティアで関わっていただきました。参加者は58人でした。

2 令和8年北栄町元旦マラソン&ウォーキング大会について

1月1日、北条農村環境改善センターを発着点として北栄町元旦マラソン&ウォーキング大会を北栄スポーツクラブとスポーツ推進委員を中心に開催しました。1kmと3kmのコースに分かれ、新年から気持ちの良い汗を流しました。参加者は463人でした。

3 令和8年成人式～二十歳の集い～について

1月3日、北条農村環境改善センターで成人式を挙行了しました。来賓、恩師・家族の方に見守られる中、家族や周りに感謝し夢に向かってチャレンジすることを決意表明するなど、真摯に式に臨みました。参加者は94人/140人（北条校区56人/73人・大栄校区38人/67人）で、参加率は67.1%でした。

4 第3回人権教育推進協力員会議について

1月16日、第3回人権教育推進協力員会議を開催しました。人権を学ぶ会の総括及び来年度の学習方法・内容について協議しました。

5 北栄町卓球大会について

1月18日、B&G海洋センターと北条小学校の2会場で北栄町卓球大会を開催しました。49チームが参加し、各会場でリーグ戦を行った後、トーナメント戦を実施し、会場ごとに順位を決定しました。

結果

B & G海洋センター会場	優勝	西園A	2位	みどり西団地A
北条小学校会場	優勝	国坂東	2位	北条島

6 齋尾家住宅講演会について

1月18日、北栄町中央公民館で齋尾家住宅講演会を開催しました。

講師に、この度の重要文化財指定の際にもご尽力いただいた、鳥取県地域社会振興部文化財局松本絵理氏をお招きし「齋尾家住宅講演会－文化財建造物としての価値とこれから－」と題したお話をお聞きしました。参加者は40人でした。

7 スポーツ表彰選考委員会について

1月21日、スポーツ表彰選考委員会を開催しました。2月21日に開催する

令和7年度北栄町スポーツ表彰 表彰状伝達式・日本海新聞ふるさと大賞2025の受賞者を決定しました。

8 ほくほくプラザについて

① 創作教室「毬飾りを作ろう！」

日にち	1月17日(土)13:30～15:00
概要	発泡スチロールと端布で毬づくり
参加者	6人(幼1人・小4人・大1人)

② 体験教室「恵方巻きを作ろう！」

日にち	1月24日(土)13:30～15:00
概要	節分や恵方巻きについて伝え、恵方巻きを作る
参加者	__人(幼__・小__・大__)

9 今後の予定について

(1) 令和7年度北栄町スポーツ表彰 表彰状伝達式・日本海新聞ふるさと大賞2025について

○表彰状伝達式

日 時 2月21日(土)

場 所 大栄農村環境改善センター

(2)北栄みらい伝承館企画展

「曲村・谷本家資料に見る郷土の歴史」

期 間 2月21日(土)～3月29日(日)

☆家庭教育12か条☆

1月は「本は心の栄養」
～子どもの世界を広げる～



★家庭教育12か条★

2月は
「子どもの遊びは自然の中で」



=図書館=

1 新春リサイクルブックフェア

日 時 令和8年1月10日(土)・11日(日) 午前10時～午後5時

場 所 本館・北条分室

内 容 保存期間が過ぎた雑誌・本を無償提供することで、資源を有効活用し、
図書館への関心を深める。

対 象 当日、本の貸出をされた方

2 夢の図書館プロジェクトブックリサイクル

日時 同上

場所 北条分室

内容 ご家庭から寄贈していただいた本を新たな読み手へとつなぐ。

3 蔵書点検に伴う閉館について

日にち(分室)1月20日(火)～23日(金)

(本館)1月27日(火)～2月1日(日)

内 容 上記に蔵書点検(年1回)を行うため休館とするが、インターネット予約、
ブックポストへの返却は可能

4 あたまイキイキ音読教室について

日 時 1月15日(水) 午前10時30分～1時間

場 所 本館2階研修室

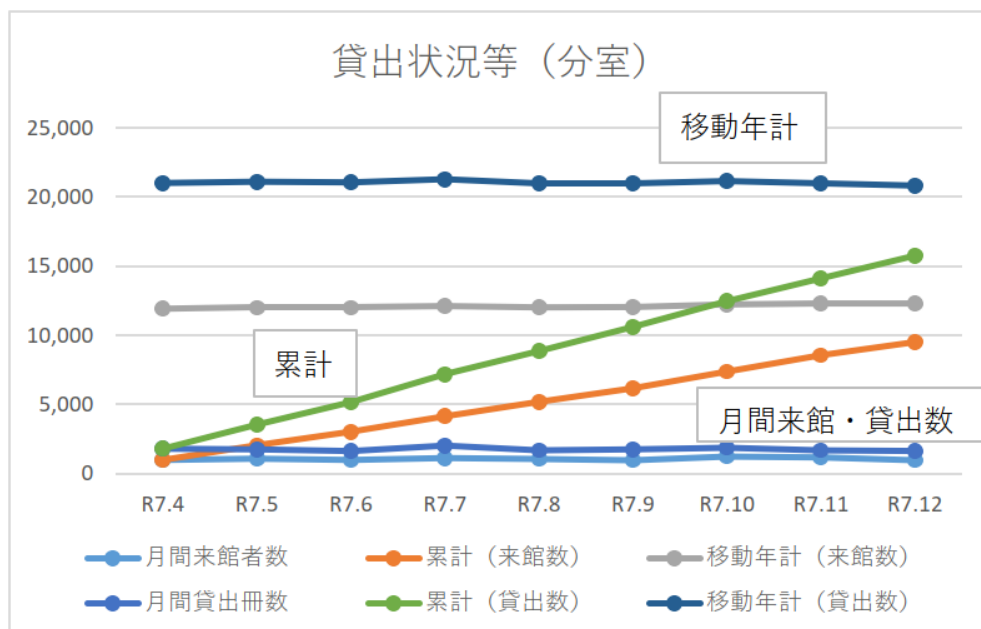
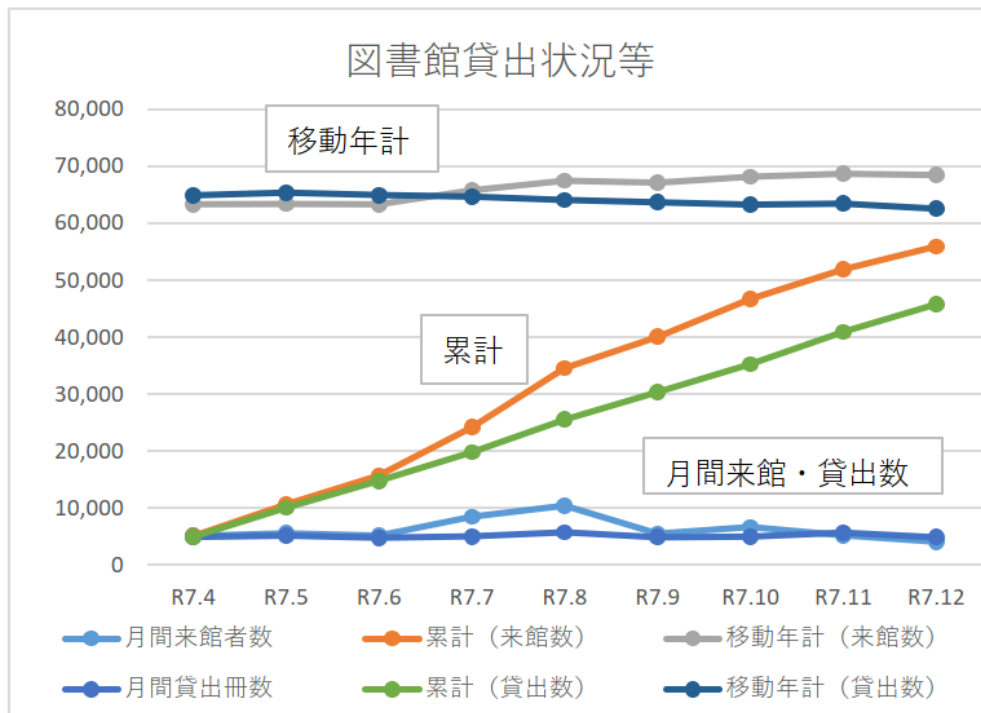
内 容 絵本・昔話・詩等の音読、手遊びを実施(認知症予防にも効果あり)

参加者 7人

5 例月の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数
おはなし会	12/14	図書館本館	5人
	12/18	由良こども園	3.5歳児
	12/21	図書館本館	5人
	12/28		2人
	1/4		2人
	1/7	支援センター	15人
	1/8	大誠こども園	5歳児
	1/11	図書館本館	5人
	1/15	由良こども園	2.4歳児
	1/18	図書館本館	7人

6 図書館の貸出状況等について



＝中央公民館＝

1 北栄文芸 81号発刊について

日時 1月16日(金)

発行数 300部 作品数 74作品

分野	投稿数	分野	投稿数
随筆・評論(高校生)	7(2)	短歌(高校生)	5(1)
俳句(高校生)	23(15)	詩	1
自由律俳句	2	漢詩	0
川柳(高校生)	18(6)	小中学生作品	18

2 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	1/5～15	北条中学校美術作品展	—	
	1/16～1/29	北条小学校美術作品展	—	
シニアクラブ	1/13	健康講座 「しっかり食べて低栄養予防」	28人	福祉課職員
	1/26	コース別学習	人	8コース
おもしろまなび タイム	1/21	凧を作ってあげよう!	人	岸田泰彦さん

＝中央公民館大栄分館＝

1 例月の講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	1/6～14	新春書初展	—	
	1/17～30	ペン習字教室作品展	—	
小筆教室	1/6	毛筆で小さい字を書く	40人	道祖尾良苑さん
	1/20		人	
パソコンカフェ	1/26	初歩のパソコン・スマホ教室	人	福田愛治さん
ペン習字教室	1/13	ペン習字	18人	道祖尾良苑さん
切り絵教室	1/9	切り絵	13人	寺地千代子さん
	1/23		人	長柄敏子さん
子どもほく えい塾	1/10	書初め大会	26人	
	1/17	囲碁教室	9人	

	1/10	茶道教室(北条会場)	7人	
	1/24		人	
	1/24	茶道教室(大栄会場)	人	
	1/17	プラバンキーホルダー	25人	

2 今後の予定について

・子どもほくえい塾について

「チョコバナナバームクーヘン」

日時 2月7日(土) ①9:30～ ②11:00～

「囲碁教室」

日時 2月7日(土)、21日(土) 13:30～

「茶道教室(大栄会場)」

日時 2月22日(日) 13:30～

「茶道教室(北条会場)」

日時 2月14日(土)、28日(土) 13:30分～

議案第 1 号

北栄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議
会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委
員会の意見を求める。

令和 8 年 1 月 27 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第19条)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則(第20条)

第2節 一般型乳児等通園支援事業(第21条—第24条)

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第25条・第26条)

第3章 雑則(第27条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、町長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が利用乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助(以下「乳児等通園支援」という。)を提供するこ

とにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、北栄町こども・子育て支援会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

ない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握

することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

- 第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

- 第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

- 第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

- 第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床

若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(鳥取県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は鳥取県知事の所管する区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けられることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けられるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等

通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次に掲げる事業所の区分に応じて定めるところによる。

- (1) 保育所 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)及び鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第26号)(いずれも保育所に係るものに限る。)
- (2) 認定こども園 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)及び鳥取県認定こども園に関する条例施行規則(平成26年鳥取県規則第53号)
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 北栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北栄町条例第20号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

北栄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の議会提案に係る意見を求めることについて

北栄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議会に提案したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の意見を求める。

令和 8 年 1 月 27 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町条例第 号

北栄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第3条)

第2節 運営に関する基準(第4条—第32条)

第3章 雑則(第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努

めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定

乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受

けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。)及び特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において

同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等

支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広

告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。))若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。))又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法

第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った

処置について記録しなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償しなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面

等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合には、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付し、又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同

意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第3号

人権擁護委員の候補者推薦に係る意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として議会に諮問したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、委員会の意見を求める。

令和8年1月27日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

氏名	住所	生年月日
福光 悦子		

議案第4号

北栄町指定文化財の所有者変更について

このことについて、北栄町文化財保護条例第9条の規定により、委員会の許可を求める。

令和8年1月27日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見隆志

記

1. 申請者:前田 五月
2. 文化財の種別、名称:町指定文化財 里見忠義寄進棟札(昭和61年10月8日指定)
町指定文化財 北条八幡宮梵鐘(昭和61年10月8日指定)
3. 前所有者:前田 昌彦
4. 変更後所有者:北条八幡宮 責任総代
5. 所有者変更の時期:令和8年1月1日

以上



里見忠義寄進棟札(昭和61年10月8日指定)



北条八幡宮梵鐘(昭和61年10月8日指定)

様式第12号(第11条関係)

文化財保持者の氏名等の変更届出書

北栄町教育委員会 様

北栄町文化財保護条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和8年 1 月 8 日

届出者 住所 東伯郡北栄町北尾365番地

氏名 前田 五月



印

本人の署名であることが確認できる限り、押印を省略できます

文化財の種別、名称及び員数	町指定文化財 里見忠義寄進棟札 町指定文化財 北条八幡宮梵鐘	
指定年月日及び指定書の番号	昭和61年10月8日 第1号(北条) 平成61年10月8日 第1号(北条)	
保持者の住所及び氏名又は名称	住 所	東伯郡北栄町北尾 365 番地 613
	氏名又は名称	北条八幡宮責任総代
変更の内容	所有者名の変更	
変更の事由	所有者の変更	
変更の年月日	令和8年1月1日	
その他参考となるべき事項		



■基本理念『学びを通して夢を実現する人づくり』

◆令和8年度予算方針

- ◎体制の整備等 こども家庭センターの設置
- ◎体制の整備等 こども計画の策定
- ◎体制の整備等 こども園調理業務の民間委託

◆令和7年度予算編成方針

- ◎体制の整備 校内教育支援センター支援員（北条校区）の配置

◆令和6年度予算編成方針

- ◎体制の整備 SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）の校区ごとへの配置
- ◎体制の整備 部活動指導員の効果的な配置

◆令和5年度予算編成方針

- ◎体制の整備 生涯学習課に文化財専門員を配置

◆令和4年度予算編成方針

- ◎体制の整備 変更なし

◆令和3年度予算編成方針

- ◎体制の整備 北条中校区地域コーディネーターの配置

基本目標Ⅰ「子育てなら北栄町」

① すこやかな発育支援

【重点施策】子ども家庭センターの機能（母子保健・児童福祉）を発揮し、早期から支援を切れ目なく行うための体制や連携の構築を図ります。

（新規）こども家庭センターの設置・運営

（新規）社会福祉士の配置（増員）

(R7) 継続	こども家庭センターの設置検討	実施
(R6) 継続	子ども家庭センターの設置検討	実施
(R5) 新規	子ども家庭センターの設置検討	実施
(R4) 継続	こども園通級指導教室の充実	実施
(R3) 拡充	こども園通級指導教室の充実	実施

② 未就園乳幼児への支援

【重点施策】乳幼児とその保護者が相互交流を行う子育て支援センターの環境を整備し、充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業について、利用しやすさを向上させるため登録会員の増加を図ります。

(新規) 0.1.2 歳児おむつ・おしりふき無償配布

(新規) こども誰でも通園制度の創設

(継続) ファミリー・サポート・センター登録会員の増加

(R7) 新規	子育て支援センター空調設備更新	実施
(R7) 継続	ファミリー・サポート・センター登録会員の増加	実施
(R6) 充実	ファミリー・サポート・センター登録会員の増加	未実施
(R5) 充実	ファミリー・サポート・センター登録会員の増加	実施
(R4) 充実	子育て支援センターで開催する講座の充実	実施
(R3) 変更	子育て支援センター開所時間の変更（午前のみ開所）	実施断念
(R3) 継続	乳幼児「在宅育児」の支援	実施

③ 幼児教育・保育の充実

【重点施策】個々の発達段階に応じた幼児教育・保育を行います。また、こども園の充実・整備に努めます。

研修実施や研究の取組を通じて保育教諭の資質向上を図ります。

I C Tを活用し、こども園業務の効率化のほか、保護者との情報共有や情報発信の充実を図ります。

(新規) 0.1.2 歳児クラスのおむつ・おしりふき無償提供

(新規) こども園調理業務の民間委託（北条こども園）

(新規) こども園管理栄養士の配置

(新規) こども園主事の配置

(R7) 新規	4. 5 歳児保育士配置基準の見直し	実施
(R7) 新規	全園に大型ディスプレイ設置	実施
(R6) 新規	4. 5 歳児保育士配置基準の検討	実施
(R6) 新規	北条こども園遊戯室 L E D 化の検討	実施
(R5) 拡充	業務改善の取り組み拡大（I C T、おむつ処理、芝刈り作業）	実施
(R4) 継続	魅力ある園づくり推進事業の実施	実施
(R4) 拡充	I C Tを活用した業務改善の全園での実施	実施
(R3) 新規	I C Tを活用した業務改善の実施	1 園試験実施
(R3) 新規	魅力ある園づくり推進事業の実施	実施
(R3) 継続	保・こ・小連携推進計画の実施	実施
(R3) 継続	クラス正担任の正職員化	努力

④ 子育て家庭の支援

【重点施策】子育てと仕事の両立支援の充実、また、第3子保育料無料化など経済的な支援を継続します。

(新規) 0.1.2 歳児おむつ・おしりふき無償配布（再掲）

(新規) 0.1.2 歳児クラスのおむつ・おしりふき無償提供（再掲）

(R7) 継続	大栄こども学級新築移転工事	実施
(R7) 新規	学習支援事業（小学生対象）の民間委託	実施
(R6) 新規	大栄こども学級新築移転工事	一部実施（設計）
(R5) 継続	大栄こども学級建設計画の検討	実施
(R4) 新規	大栄こども学級建設計画の検討	保留
(R3) 新規	土曜保育の拠点化の検討	実施（事業化無）
(R3) 継続	3～5歳児保育料無料化	実施
(R3) 継続	総合戦略 第3子保育料無料化	実施
(R3) 継続	子育てゴミ袋の配布	実施

⑤地域社会で関わる子育ての支援

【重点施策】地域全体で育児の援助活動を行う取組を進めます。

（継続）ファミリー・サポート・センター登録会員の増加（再掲）

(R7) 継続	ファミリー・サポート・センター登録会員の増加（再掲）	実施
(R6) 充実	ファミリー・サポート・センター登録会員の増加（再掲）	未実施
(R5) 充実	ファミリー・サポート・センター登録会員の増加（再掲）	実施
(R4) 充実	子育て支援センターで開催する講座の充実（再掲）	実施
(R3) 変更	子育て支援センター開所時間の変更（午前のみ開所）（再掲）	実施断念

基本目標Ⅱ「教育なら北栄町」

①確かな学力を育む教育の推進

【重点施策】個別最適な学びと協同的な学びを実現するとともに、確かな学力の向上をめざした授業づくりに努めます。

少人数学級を活かし、習熟度に応じた授業により学力の向上対策を図ります。

タブレット端末を活用した授業を推進します。

（新規）部活動及び体育授業用アプリの導入

（継続）1人1台タブレット端末の更新

（継続）小学校の30人学級の先行実施

(R7) 新規	1人1台タブレット端末の更新	実施
(R7) 継続	小学校の30人学級の先行実施	実施
(R7) 継続	教員業務支援員の7.5時間配置	実施
(R6) 継続	小学校の30人学級の先行実施	実施
(R6) 継続	教員業務支援員の7.5時間配置	実施
(R5) 新規	自動採点システムの導入	実施
(R5) 継続	小学校の30人学級の先行実施	実施
(R5) 継続	1人1台タブレットを活用した学びの充実	実施
(R5) 継続	教員業務アシスタントの7.5時間配置	実施
(R5) 継続	学力向上推進計画の確実な実施	実施
(R5) 継続	特色ある学校づくり推進事業の実施	実施

(R4) 新規	小学校の30人学級の先行実施	実施
(R4) 継続	1人1台タブレットを活用した学びの定着	実施
(R4) 継続	教員業務アシスタントの7.5時間配置	実施
(R4) 継続	学力向上推進計画の確実な実施	実施
(R4) 継続	特色ある学校づくり推進事業の実施	実施
(R4) 継続	ICT支援専門員の配置	実施
(R3) 新規	ICT支援専門員の配置	実施
(R3) 新規	1人1台タブレットを活用した学びの定着	実施
(R3) 拡充	教員業務アシスタントの7.5時間配置	実施
(R3) 拡充	少人数学級と習熟度学習の充実	実施
(R3) 継続	学力向上推進計画の確実な実施	実施
(R3) 継続	特色ある学校づくり推進事業の実施	実施

②豊かな心と社会性を育む教育の推進

【重点施策】小・中学校における特別の教科道徳の指導の充実を図り、豊かな心の醸成に努めます。

いじめのない他人を思いやる心の育成を図ります。

社会を生き抜く力の育成を図る取り組みを進めます。

(継続) 両中学校への校内教育支援センターの設置

(継続) SSW (スクール・ソーシャル・ワーカー) の校種ごとへの配置

(継続) 学校生活適応支援員の小学校2校への配置

(継続) 総合戦略 北栄町こどもじんけんサミットの実施

(R7) 拡充	校内教育支援センターの北条校区への設置	実施
(R7) 継続	SSW (スクール・ソーシャル・ワーカー) の校種ごとへの配置	実施
(R7) 継続	学校生活適応支援員の小学校2校への配置	実施
(R7) 継続	総合戦略 北栄町こどもじんけんサミットの実施	実施
(R6) 新規	中学校への校内教育支援センターの設置	実施
(R6) 拡充	SSW (スクール・ソーシャル・ワーカー) の校区ごとへの配置	実施
(R6) 継続	学校生活適応支援員の小学校2校への配置	実施
(R6) 継続	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施
(R5) 拡充	学校生活適応支援員の小学校2校への配置	実施
(R5) 継続	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施
(R4) 拡充	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施内容の充実	実施
(R3) 新規	湖南省市学校交流の実施	未実施
(R3) 継続	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施

③健やかな体を育てる教育の充実

【重点施策】子どもの心身の健康を保持増進するため、引き続き食育の推進を図ります。

部活動の地域移行の取り組みを通じて、地域内でスポーツができる環境づくりを進めます。

新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、意識して体を動かせる場面や機会づくりに努めます。

(継続) 部活動地域連携の検討

(継続) 学校給食費の保護者負担軽減の実施

(継続) フッ化物洗口の実施

(R7) 継続	部活動地域移行の検討	努力
(R7) 継続	学校給食費の保護者負担軽減の実施	実施
(R7) 継続	フッ化物洗口の実施	実施
(R6) 継続	部活動地域移行の検討	実施
(R6) 継続	学校給食費補助金（保護者負担軽減）の実施	実施
(R6) 継続	総合戦略 新体力テスト実施と結果を生かした授業改革	努力
(R6) 継続	フッ化物洗口の実施	実施
(R5) 新規	部活動地域移行の検討	実施
(R5) 拡充	学校給食費補助金の拡充	実施
(R5) 継続	総合戦略 新体力テスト実施と結果を生かした授業改革	努力
(R5) 継続	フッ化物洗口の実施	実施
(R4) 継続	総合戦略 新体力テスト実施と結果を生かした授業改革	努力
(R4) 継続	フッ化物洗口の実施	一部実施
(R4) 継続	学校給食費補助金導入	実施
(R3) 継続	学校給食費補助金導入	実施
(R3) 継続	総合戦略 新体力テスト実施と結果を生かした授業改革	努力
(R3) 継続	フッ化物洗口の実施	実施

④保・こ・小・中・高連携の充実

【重点施策】保育教諭、小・中・高校の教職員の交流と連携により円滑な接続を図りつつ、保・こ・小・中・高連携の充実を図ります。

(継続) こ小・小中・中高連携推進計画の実施

(R7) 継続	こ小・小中・中高連携推進計画の実施	実施
(R6) 継続	こ小・小中・中高連携推進計画の実施	実施
(R5) 継続	こ小・小中・中高連携推進計画の実施	実施
(R4) 継続	こ小・小中・中高連携推進計画の実施	実施
(R3) 継続	小中、中高、小小、中中連携推進計画の実施	実施

⑤特別支援教育の充実

【重点施策】早期から支援を切れ目なく行うための体制や連携の充実を図ります。発達障がいに対する保護者理解を広げます。

(継続) 特別支援教育対応ソフトの導入

(継続) 通級指導教室の2小学校の設置

(R7) 新規	特別支援教育対応ソフトの導入	実施
(R7) 継続	通級指導教室の2小学校の設置	実施
(R7) 新規	通級指導教室の中学校の設置	未実施

(R6) 新規	通級指導教室の2小学校の設置	実施
(R6) 新規	通級指導教室の中学校の設置	未実施
(R5) 新規	通級指導教室の2小学校の設置	未実施
(R5) 新規	通級指導教室の中学校の設置	未実施
(R4) 新規	通級指導教室の2小学校の設置	未実施
(R4) 新規	通級指導教室の中学校の設置	未実施
(R3) 新規	通級指導教室の2小学校の設置	未実施
(R3) 新規	通級指導教室の中学校の設置	未実施
(R3) 拡充	発達支援システムの構築	未実施

⑥グローバル化に対応できる教育の推進

【重点施策】 小学校においては、外国語専科教員、外国語教育指導員及びALT（外国語指導助手）の協力体制を強化し、英語授業の充実を図ります。
中学校の英語科においては、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の総合的な育成を図ります。

(継続) ALTの民間委託による配置

(R7) 継続	ALTの民間委託による配置	実施
(R6) 新規	ALTの民間委託による配置	実施
(R5) 継続	ALTの英語の絵本の読み聞かせの実施	未実施
(R4) 継続	ALTの英語の絵本の読み聞かせの実施	実施
(R3) 拡充	英語の絵本の読み聞かせ（高→中、中→小、ALT）の実施	一部実施
(R3) 継続	小学校への英語教員の配置	実施

⑦家庭と地域で育む教育の推進

【重点施策】 コミュニティ・スクール事業活動の活性化を図ります。
地域で子どもを見守り、育む意識の醸成を図ります。
「家庭教育・家庭学習の手引き」の活用を促進します。

(継続) 中学校区コミュニティ・スクールの取り組みの推進

(継続) 地域学校協働本部の取組の推進

(R7) 充実	中学校区コミュニティ・スクールの取り組みの充実	実施
(R7) 継続	地域学校協働本部の取組の推進	実施
(R6) 充実	中学校区コミュニティ・スクールの取り組みの充実	実施
(R6) 継続	地域学校協働本部の取組の推進	実施
(R5) 継続	中学校区コミュニティ・スクールの取り組みの充実	実施
(R4) 新規	地域学校協働本部の設置	実施
(R4) 拡充	中学校区コミュニティ・スクールの取り組みの充実	実施
(R3) 拡充	中学校区コミュニティ・スクールの設置	実施
(R3) 新規	北条中学校に地域コーディネーター配置	実施
(R3) 新規	地域学校協働本部の設置	未実施

⑧安全で快適な教育施設の整備

【重点施策】安全で快適な学校環境整備の推進を図ります。

学校施設長寿命化計画に基づき大規模改造、長寿命化改修を実施します。

(新規) 大栄中学校校舎耐力度調査の実施

(新規) 小中学校体育館への空調整備の検討

(R7) 継続	大栄小学校プール改築事業の実施	実施
(R6) 新規	大栄小学校大規模改造工事	実施
(R6) 新規	大栄小学校プール改築事業の検討	実施
(R5) 新規	大栄小学校大規模改造の検討	実施
(R5) 新規	大栄中学校エレベーター設置	実施
(R4) 新規	大栄中学校体育館・グラウンド修繕工事	実施
(R3) 新規	北条中学校大規模改造の実施	実施

基本目標Ⅲ「住み続けるなら北栄町」

①人権を尊重するまちづくりの推進

【重点施策】「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」に基づき、全町を対象に、広く人権尊重意識を浸透させる取り組みと、ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）を中心にした、より人権への理解が深まり、交流が広がる活動の充実を図ります。

(拡充) 犯罪被害者支援の拡充（県基金負担）

(継続) 北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進

(R7) 新規	ほくほクラブの創設（人権学習会の刷新）	実施
(R7) 継続	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進	実施
(R6) 新規	ほくほくプラザの大規模改修(省エネルギー改修)	実施
(R6) 継続	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進	実施
(R5) 新規	ほくほくプラザの大規模改修(省エネルギー改修)	未実施
(R5) 継続	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進	実施
(R4) 新規	ほくほくプラザの大規模改修(省エネルギー改修)	未実施
(R4) 継続	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進	実施
(R4) 継続	SDGsを基盤にした事業展開の促進	実施
(R3) 新規	SDGsを基盤にした事業展開の促進	実施
(R3) 継続	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進	実施
(R3) 継続	ほくほくプラザの活動の充実	実施

②安心して活力ある地域づくりの推進

【重点施策】地域での「あいさつ運動」や地域の教育力を活かした、子育て・家庭教育の支援を進めます。

(継続) あいさつ運動の推進

(R7) 継続	あいさつ運動の推進	実施
(R6) 継続	あいさつ運動の推進	実施
(R6) 継続	児童のヘルメット着用の推進	実施

(R5) 継続	あいさつ運動の推進	実施
(R5) 継続	児童のヘルメット着用の推進	実施
(R4) 継続	あいさつ運動の推進	実施
(R4) 継続	児童のヘルメット着用の推進	実施
(R3) 新規	未就学児のヘルメット着用の推進	実施
(R3) 継続	あいさつ運動の推進	実施

③青少年の健全育成の推進

【重点施策】福祉部局や関係機関と連携、協力し、必要な支援や体験活動を実施します。

「家庭教育 12 か条」、「6:30 運動」などをおし、家庭、地域社会、関係機関が青少年の健全育成の大切さを共通認識し、連携して青少年の健全育成に取り組みます。

(継続) 「家庭教育 12 か条」の見直し

(R7) 新規	「家庭教育 12 か条」の見直し	保留
(R6) 継続	朝の元気配達便を活用した「家庭教育 12 か条」の認知度向上	実施
(R6) 継続	「子ども第三の居場所」の実施検討	中止
(R5) 継続	通学合宿 3 泊 4 日の実施	2 泊 3 日で実施
(R5) 継続	朝の元気配達便を活用した「家庭教育 12 か条」の認知度向上	実施
(R5) 継続	「子ども第三の居場所」の実施検討	保留
(R4) 新規	日本財団・B & G 財団連携事業「第三の居場所」の設置	再検討
(R4) 継続	通学合宿の 3 泊 4 日での実施	中止
(R4) 継続	朝の元気配達便を活用した「家庭教育 12 か条」の認知度向上	実施
(R3) 新規	B & G 財団推奨事業「第三の居場所」の検討	実施
(R3) 拡充	朝の元気配達便を活用した「家庭教育 12 か条」の認知度向上	実施
(R3) 継続	通学合宿の 3 泊 4 日での実施	中止

④親しみのもてる生涯学習の推進

【重点施策】個人や団体、地域のニーズに応じた学習内容の充実を図ります。

人づくり・地域づくりの拠点として住民のニーズに応じた公民館をめざします。

町民の意見を取り入れながら、新しい時代に即した中央公民館大栄分館の整備を進めます。

(継続) 中央公民館大栄分館の建替

(R7) 新規	中央公民館・民芸実習館の改修	実施
(R7) 新規	中央公民館大栄分館の建替	実施
(R7) 継続	公民館講座の推進 (デジタルデバイス対策)	実施
(R6) 新規	中央公民館大栄分館建替の検討	実施
(R6) 新規	文化団体協議会との共催による公民館まつりの実施	実施
(R6) 継続	公民館講座の推進 (デジタルデバイス対策)	実施
(R6) 継続	公民館講座、出前講座の推進 (実際生活に即する教育の充実)	実施

(R5) 新規	デジタルの利便性を感じ取れるコミュニティーの拠点としての公民館の提案（ワーキングスペース、来館者用PCの設置）	実施
(R5) 拡充	公民館講座の推進（デジタルデバイド対策）	実施
(R5) 継続	公民館講座、出前講座の推進（実際生活に即する教育の充実）	実施
(R4) 新規	PBL手法による大栄分館施設の改築の検討	実施
(R4) 新規	居心地のよい図書館づくりの検討	実施
(R4) 新規	地域とつながる図書館づくり	実施
(R4) 拡充	公民館講座、出前講座の推進（実際生活に即する教育の充実）	実施
(R3) 新規	中央公民館大栄分館施設のあり方について（答申）と公共施設等総合管理計画を踏まえた改築の検討	未実施
(R3) 継続	公民館講座、出前講座の推進	実施

⑤スポーツ・文化活動の推進

【重点施策】 楽しく学べ、スポーツや文化に親しむ事が出来る環境づくりを進め、町スポーツ大会への参加者の増加をめざします。

スポーツの推進、健康寿命の延伸をめざし、総合型地域スポーツクラブの浸透を図ります。

「文化の薫るまち」として、北栄文化回廊をはじめ、文化的な事業への参加者の増加をめざす取り組みを推進します。

(新規) 大栄ふれあい会館網戸設置

(新規) 北条体育館暗幕カーテン改修

(新規) スマートロックの導入

(継続) すいかながいも健康マラソン大会の開催

(R7) 新規	大栄ふれあい会館LED化	実施
(R7) 新規	大栄野球場照明改修	実施
(R7) 新規	全国高校総体（自転車ロードレース）の開催	実施
(R7) 拡充	すいかながいも健康マラソン大会合併20周年記念大会の開催	実施
(R6) 新規	大誠体育館の解体工事	実施
(R6) 新規	勤労者体育センター解体工事	実施
(R6) 新規	全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピック）ソフトテニス交流大会の開催	実施
(R6) 継続	すいかながいも健康マラソン大会の現地開催	実施
(R5) 拡充	すいかながいも健康マラソン大会の現地開催	実施
(R5) 新規	B&G海洋センター駐車場拡張工事	実施
(R4) 新規	新しい時代のすいかながいも健康マラソン大会の検討	実施
(R3) 新規	六尾反射炉跡の国指定文化財登録の研究	未実施
(R3) 拡充	スポーツ人口の拡大（B&G海洋センター地域拠点化の検討含む）	実施
(R3) 継続	由良台場跡の日本遺産登録に向けた研究	未実施
(R3) 継続	北栄文化回廊の実施	実施

⑥暮らしに役立つ図書館づくりの推進

【重点施策】 あらゆる分野の情報を収集・提供し、レファレンスサービスの周知と浸透を図ります。

展示や特集コーナーを随時入れ替え、貸出と来館者増を図るとともに、「絵本でつながる町 北栄町」の浸透を図ります。

(新規) 図書館LED化

(継続) 「絵本でつながるまちづくり事業」の実施

(R7) 継続	図書館魅力化事業の各種事業実施	実施
(R7) 継続	「絵本でつながるまちづくり事業」の実施	実施
(R6) 継続	図書館魅力化事業の各種事業実施	実施
(R6) 継続	「絵本でつながるまちづくり事業」の実施	実施
(R5) 新規	開館30周年記念事業	実施
(R5) 拡充	図書館魅力化事業の各種事業実施	実施
(R5) 継続	「絵本でつながるまちづくり事業」の実施	実施
(R4) 新規	居心地のよい図書館づくりの検討(再掲)	実施
(R4) 新規	地域とつながる図書館づくり(再掲)	実施
(R3) 継続	「今こそ絵本を！」推進事業の実施	実施

⑦地域を学び、まちを支える人づくりの推進

【重点施策】「文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財資料の調査、研究、保存とともに、積極的な活用を行うことにより、郷土への誇りや愛着心を育む取り組みを進めます。

地域に関心を持ち、多くの人が関わり合って生活していることが実感できる取り組みを行います。

(拡充) 生誕130年前田寛治展 北栄みらい伝承館展示事業(特別展)の実施

(継続) 文化財保存活用地域計画に基づく事業の実施

(R7) 新規	齋尾家住宅整備・保存事業の実施	実施
(R7) 拡充	合併20周年記念北栄みらい伝承館展示事業の実施	実施
(R7) 継続	文化財保存活用地域計画に基づく事業の実施	実施
(R7) 継続	PBL手法を導入したまちづくり講座の開催	実施
(R6) 継続	文化財保存活用地域計画に基づく事業の実施	実施
(R6) 継続	地域副読本の活用と電子書籍化の検討	保留
(R6) 継続	PBL手法を導入したまちづくり講座の開催	実施
(R5) 継続	文化財保存活用地域計画に基づく事業の実施(六尾反射炉跡発掘調査)	実施
(R5) 継続	PBL手法を導入したまちづくり講座の開催	実施
(R4) 新規	地域副読本の活用と電子書籍化の検討	一部実施
(R4) 新規	PBL手法を導入したまちづくり講座の創設の検討	実施
(R4) 新規	六尾反射炉跡の国指定文化財登録の検討	実施
(R4) 継続	北栄ふるさとかるたの活用	実施
(R4) 拡充	文化財保存活用地域計画に基づく事業の推進	実施
(R3) 新規	文化財保存活用地域計画の実施	実施
(R3) 継続	北栄ふるさとかるたの活用	実施
(R3) 継続	中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会の開催	実施
(R3) 継続	地域副読本の活用	実施

令和7年度 北栄町児童生徒表彰の内申について

※学校長から具申のあった次の児童生徒について、町長へ内申を行うかどうか審査するもの。

1. 児童生徒被表彰者名簿（全14名）

（参 考）

北栄町児童生徒の表彰に関する要綱（平成 18 年北栄町教育委員会訓令第 12 号）

（目的）

第1条 この要綱は、北栄町の児童生徒の優れた文化・芸術、個性や能力、社会性を発見し、これを表彰することによって、心身共に健全な児童生徒を育てることを目的とする。

（学校長の責務）

第2条 小中学校長等は、学校教育並びに日常生活の中で次の各号の1に該当する児童生徒を被表彰候補として北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に上申するものとする。

- （1） 学芸賞：学業又は文化芸術に努力している者
- （2） 健康賞：生活習慣を守り、心身の健康に努力している者
- （3） 親切賞：親切で明るく、仲間づくりに努めている者
- （4） その他：1号から3号以外で表彰に値する者

2 教育委員会は、前項の上申に基づき、これを町長に内申するものとする。

（表彰）

第3条 町長は、教育委員会の内申に基づき年度末に表彰する。

2 被表彰者には、賞状と図書券を贈る。

3 一度表彰者となった者であっても更にその事由が生じたときは、再度以上表彰することができる。

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年2月1日から施行する。

令和7年度 北栄町児童生徒被表彰者名簿(全14名)

(1) 学芸賞 …学業または文化芸術に努力している者 4名

No.	賞	学校名	学年	組	氏名	ふりがな	表彰に値する内容・その他
1	学芸賞	北条小	6	1	小矢野 美心	こやの みこ	<p>日々の授業を大切にし、集中して取り組むことで学習の理解を深めた。</p> <p>また、図画工作のコンクールにも積極的に参加し、学校外のコンクールも含め、数々の賞を受賞した。自ら進んで作品作りに臨み、芸術への興味関心をさらに深めた。</p>
2	学芸賞	大栄小	6	2	楯身 帆乃花	たてみ ほのか	<p>学習に前向きに取り組み、こつこつと努力を積み重ねることで、着実に学力をつけてきた。毎時間欠かさず授業準備をきっちりと行うことができ、落ち着いて学習に向かっている。全ての教科において、じっくり考え、友達と意見を交流し合うことができる。読書が好きで、毎日読書に励み、年間150冊以上の物語作品を読み込んでいる。</p>
3	学芸賞	北条中	3	1	中口 歩実	なかぐち あゆみ	<p>将来に向けて高い目標を持ち、日々の授業や家庭学習に対して前向きに取り組み、その力を大きく伸ばした。また、修学旅行の表紙イラストなども独特のセンスで描き好評であった</p> <p>中部地区の英語弁論大会では、弁論の部で全体の2位にあたる優秀賞を獲得した。長期間にわたり、英語担当やALTと原稿準備や練習に取り組み、その成果を発揮した。</p>
4	学芸賞	大栄中	3	1	明石 侑	あかし ゆう	<p>授業に取り組む姿勢は非常にまじめで、ワークや問題を繰り返し解き、力を付けた。困っている友達に丁寧に勉強を教える姿に周りからの信頼は厚く、学習以外のことでも友達から頼りにされている。</p>

令和7年度 北栄町児童生徒被表彰者名簿(全14名)

(2) 健康賞 …生活習慣を守り、心身の健康増進に努力している者 3名

No.	賞	学校名	学年		氏名	ふりがな	表彰に値する内容・その他
1	健康賞	大栄小	6	2	青島 聖	あおしま ひじり	毎日の朝運動、体育の学習では、常に目標をもって運動に取り組んでいる。水泳・陸上大会に向けて、選手を中心となって練習を引っ張り、自己記録を大きく更新する活躍をした。陸上育成会に所属し、様々な大会で表彰されている。さらに、鳥取県ジュニアアスリート10期候補生として、県主催のトレーニング等に参加することで力をつけ、自転車競技の大会でも多数表彰されている。
2	健康賞	北条中	3	1	大野 心絆	おおの ここな	サッカーのクラブチームに所属し、日々高い目標に向かって鍛錬した。チームの多くは男子の中でボランチの役割を任せられ高円宮杯では県2位となった。(この大会に参加した女子選手は少ない上、ベスト4以上のチームにおける女子選手の出場は唯一であった。)高校では、女子サッカーチームに所属し、全国レベルでの活躍を目指している。
3	健康賞	大栄中	3	1	松田 朋花	まつだ ともか	一日も欠席することなく元気に学校へ登校した。生活リズムを整えて体調管理に気を配って生活を送り、体調を崩すことなく3年間を健康に過ごすことができた。

令和7年度 北栄町児童生徒被表彰者名簿(全14名)

(3) 親切賞 …親切で明るく、仲間づくりに努めている者 4名

No.	賞	学校名	学年		氏名	ふりがな	表彰に値する内容・その他
1	親切賞	北条小	6	2	前原 望登	まえはら みと	誰に対しても優しく関わることができる。周りの様子を見て自分にできることを探し、クラスや友達のために進んで行動している。友達の小さな変化も見逃さず、本人の気持ちに寄り添うとともに、前向きな助言をする姿が多くあった。
2	親切賞	大栄小	6	1	山本 詩	やまもと うた	周りにいる人の様子にいち早く気づき、必要に応じて声をかけたり一緒に活動したりすることでたくさんの人を笑顔にした。男女の分け隔てなく常に気遣いができ、級友からの信頼が厚い。また、家庭学習や係活動など自身のすべきことに対し積極的に意識高く取り組む姿勢は、周りから一目置かれている。最高学年になってからは、低学年の様子もよく見聞し、一人一人に合った丁寧な説明をしたり、思いに寄り添った行動をしようと積極的に対話したりする姿が多くみられた。
3	親切賞	北条中	3	2	羽合 泰造	はわい たいぞう	生徒会では副会長に選ばれ、1年間北条中生徒会の中心メンバーとして多くの活動や行事を支えた。また、卓球部では部長として部活動をまとめ、県総合体育大会では2位となり、中国大会に参加した。非常に穏やかで思いやりのある様子から多くの生徒の信頼を得、男女学年を問わず慕われている。
4	親切賞	大栄中	3	2	宮本 咲恵	みやもと さえ	同じ地区に住む小学生が、一人で登校することを心配し、中学3年の冬まで毎朝一緒に徒歩で登校した。学校生活でも周りに気を配り、困っている友達を、さりげなくフォローするなどする思いやりがある。

令和7年度 北栄町児童生徒被表彰者名簿(全14名)

(4) その他 …学芸賞・健康賞・親切賞以外で表彰に値する者 3名

No.	賞	学校名	学年		氏名	ふりがな	表彰に値する内容・その他
1	ナイスチャレンジ賞	北条小	6	1	生田 航基	いくた こうき	学習中の発表や学校行事での司会進行、様々なイベントの実行委員など、どんな場面でも自ら進んでチャレンジすることができた。日ごろからチャレンジする姿は友達や下学年の良い手本となり、信頼される6年生として立派に活躍をした。
2	ムードメーカー賞	北条小	6	2	岡野 琥太郎	おかの こたろう	毎日気持ちのよいあいさつをし、明るい雰囲気をつくっている。また、相手の話を傾きながら聴き、その場に合わせてよい反応を返している。運動会の応援団長など、様々な場面でみんなをリードし、前向きな声かけをして盛り上げた。人を大切にする姿勢が素晴らしい。
3	研究賞	大栄小	6	1	松井 碧央	まつい あお	6年間夏休みの自由研究を行い、丁寧に資料にまとめた。家族の様子や学校で学習したことから生まれる身近な疑問や困り感を解消するために、自分で研究方法を考え、実験観察したことを模造紙やICT資料にまとめた。日頃の自主学習から、多くのことに疑問をもち詳しく調べる姿があり、本年度の自由研究は、中部教育局長賞を受賞した。

令和7年度 卒業証書授与式出席者について（案）

令和8年1月27日現在 北栄町教育委員会

学 校	開 式 日 時	会 場	出 席 者
北条中	3月10日 (火) 午前9時30分	体育館	<p>祝辞 町長 手嶋俊樹 (てしま としき)</p> <p>告辞 教育長職務代理者 徳岡幸裕 (とくおか ゆきひろ)</p> <p>卒業記念品授与 教育委員 津島望</p> <p>教育総務課長 松本裕実</p> <p>室長兼指導主事 竹内園美</p> <p>参事兼指導主事 眞山元樹</p>
大栄中	3月10日 (火) 午前9時30分	体育館	<p>祝辞 副町長 岡本圭司 (おかもと けいし)</p> <p>告辞 教育長 笠見隆志 (かさみ たかし)</p> <p>卒業記念品授与 教育委員 岡崎しづみ</p> <p>教育委員 西川健治</p> <p>主幹兼指導主事 山口則子</p>
北条小	3月19日 (木) 午前9時30分	体育館	<p>祝辞 町長 手嶋俊樹 (てしま としき)</p> <p>告辞 教育長職務代理者 徳岡幸裕 (とくおか ゆきひろ)</p> <p>卒業記念品授与 教育委員 津島望</p> <p>教育総務課長 松本裕実</p> <p>室長兼指導主事 竹内園美</p> <p>参事兼指導主事 眞山元樹</p>
大栄小	3月19日 (木) 午前9時30分	体育館	<p>祝辞 副町長 岡本圭司 (おかもと けいし)</p> <p>告辞 教育長 笠見隆志 (かさみ たかし)</p> <p>卒業記念品授与 教育委員 岡崎しづみ</p> <p>教育委員 西川健治</p> <p>主幹兼指導主事 山口則子</p>

※卒業記念品授与は、紹介のみで簡略する場合があります（各校、確認中）。

令和8年度 入学式 出席者について

北栄町教育委員会

学 校	開 式 日 時	会 場	出 席 者
北条小	4月9日 (木) 午前9時30分	体育館	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div>祝辞 副町長 岡本圭司 (おかもと けいし)</div> <div>告辞 教育長 笠見隆志 (かさみ たかし)</div> <div>教育委員 津島望</div> <div>参事兼指導主事 眞山元樹</div> <div>主幹兼指導主事 山口則子</div> </div>
大栄小	4月9日 (木) 午前9時30分	体育館	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div>祝辞 町長 手嶋俊樹 (てしま としき)</div> <div>告辞 教育長職務代理者 徳岡幸裕 (とくおか ゆきひろ)</div> <div>教育委員 岡崎しづみ</div> <div>教育委員 西川健治</div> <div>教育総務課長 松本裕実</div> <div>室長兼指導主事 竹内園美</div> </div>
北条中	4月9日 (木) 午後2時	体育館	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div>祝辞 副町長 岡本圭司 (おかもと けいし)</div> <div>告辞 教育長 笠見隆志 (かさみ たかし)</div> <div>教育委員 津島望</div> <div>参事兼指導主事 眞山元樹</div> <div>主幹兼指導主事 山口則子</div> </div>
大栄中	4月9日 (木) 午後2時	体育館	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div>祝辞 町長 手嶋俊樹 (てしま としき)</div> <div>告辞 教育長職務代理者 徳岡幸裕 (とくおか ゆきひろ)</div> <div>教育委員 岡崎しづみ</div> <div>教育委員 西川健治</div> <div>教育総務課長 松本裕実</div> <div>室長兼指導主事 竹内園美</div> </div>

	3月10日(火)	3月19日(木)	4月9日(木)	
			午前	午後
手嶋俊樹 町長	北条中学校	北条小学校	大栄小学校	大栄中学校
岡本圭司 副町長	大栄中学校	大栄小学校	北条小学校	北条中学校
笠見隆志 教育長	大栄中学校	大栄小学校	北条小学校	北条中学校
徳岡幸裕 教育長職務代理者	北条中学校	北条小学校	大栄小学校	大栄中学校
岡崎しづみ委員	大栄中学校	大栄小学校	大栄小学校	大栄中学校
津島望 委員	北条中学校	北条小学校	北条小学校	北条中学校
西川健治 委員	大栄中学校	大栄小学校	大栄小学校	大栄中学校
松本裕実 教育総務課長	北条中学校	北条小学校	大栄小学校	大栄中学校